

岡山県公報		発行 岡山県	目次	担当課（室）
				
○ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	障害福祉課			
○ 保安林の解除予定 ○ 漁船保険付保義務の消滅 ○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立 【公告】	治山課 水産課 〃			
○ 国土調査の成果の認証	中山間・地域振興課			
○ 落札者等の決定	情報政策課			
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧	経営支援課			
○ 令和二年度砂利採取業務主任者試験の実施	河川課			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課			
○ 〃	〃			
○ 令和二年度岡山県職員Ａ採用試験の実施	人事委員会			
【人事委員会】				

◎岡山県規則第六十六号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年岡山県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中

障害原因		障害部位		本籍地	
------	--	------	--	-----	--

を

障害原因		障害部位	
------	--	------	--

に定める。

様式第七号中「（ ）」や「（機能障害用）」

「
年 月 日

「
年 月 日生（ ）歳
」

② 原因となった

疾病・外傷名

交通、労災、その他の事故、戦傷、
戦災、疾病、先天性、その他（ ）

② 原因となった
疾病・外傷名

交通、労災、その他の事故、戦傷、自然災害、
戦災、疾病、先天性、その他（ ）

【注意】 1 添付書類は、知事が別に定める様式により提出してください。

2 障害名には現在起こっている障害，例えば両眼失明，両耳ろう，右上

下肢麻痺，心臓機能障害等を記入し，原因となった疾病には，角膜混濁，

先天性難聴，脳卒中，僧帽弁膜狭さく等原因となった疾患名を記入して

ください。

【注意】 1 障害名には現在起こっている障害，例えば両眼失明，両耳ろう，右上

下肢麻痺，心臓機能障害等を記入し，原因となった疾病には，角膜混濁，

先天性難聴，脳卒中，僧帽弁膜狭さく等原因となった疾患名を記入して

ください。

2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症状については，歯科医師によ

る診断書・意見書を添付してください。

様式第八号中「児童の個人番号」の次に「及び児童の氏名」を加へ

2 本 籍 地

を

新居住地

2 新居住地

に於て、「その個人番号」の次に「及び児童の氏名」を加へる。

様式第九号中

1 届出内容
本籍地

を

1 届出内容

に「身体障害者手帳交付台帳まつ消済み」や「身体障害者手帳交付台帳抹消済み」

に改める。

様式第十号中

「本籍地
居住地

「居住地
続柄」を児童との続柄（ ）

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

玉野市玉原三丁目一一二六の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

◎岡山県告示第四百九十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十八年岡山県告示第四百九十六号（九幡加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和二年九月十二日限り、消滅した。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 九幡加入区

◎岡山県告示第四百九十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

牛窓町のり特定加入区

牛窓町漁業協同組合の地区

朝日のり特定加入区

朝日漁業協同組合の地区

九幡・たまののり特定加入区

九幡漁業協同組合の地区及びたまの漁業協同組合

の地区

小串のり特定加入区

小串漁業協同組合の地区

胸上のり特定加入区

胸上漁業協同組合の地区

下津井のり特定加入区

第一田之浦吹上漁業協同組合、本田之浦吹上漁業

協同組合、第一下津井漁業協同組合、下津井漁業協

同組合及び下西漁業協同組合の地区

黒崎連島のり特定加入区

黒崎連島漁業協同組合の地区

笠岡市のり特定加入区

笠岡市漁業協同組合の地区及び大島美の浜漁業協

同組合のうち旧笠岡市大島漁業協同組合の地区

〔四二二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
岡山市	平成二十九年七月 、 平成三十一年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	東区浅川③ 及び東区浦 間の一部①	令和二年九月十日
岡山市	平成二十九年七月 、 令和二年二月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	北区建部町 市場の一部 ②	令和二年九月十日
真庭市	平成二十九年八月 、 平成三十一年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	蒜山下和の 一部	令和二年九月十日

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

〔四二三〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名及び数量

本庁舎耐震化に伴うネットワーク整備業務委託業務 一式

二 契約期間

契約日から令和六年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和二年九月九日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五

六 落札金額

二五三、〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二三、〇〇〇、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和二年七月三十一日

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

〔四二四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエストランド

所在地 津山市二宮字上野七七番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

(2) 名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水三六九番地二

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(3) 名称 株式会社イトウゴフク

住所 岡山市南区千鳥町五番一号

代表者の氏名 代表取締役 伊藤 龍夫

(4) 名称 高谷株式会社

住所 岡山市北区問屋町二一番地一〇一

代表者の氏名 代表取締役 近常 晃州

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和三年五月十日

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千九百八十二平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百二十八台

(2) 駐車場の収容台数 五十七台

荷さばき施設の面積 二百十二平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十・七立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和二年九月九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年九月十八日から令和三年一月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

〔四二五〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和二年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 第七会議室

二 試験期日

令和二年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和二年九月二十三日（水曜日）から同年十月十六日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同月十六日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千二十円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）に行うこと。

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

〔四二六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一三一五―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県加古川市加古川町本町二八七―一

福中 信也

三 許可番号

岡山県指令建指第一二〇号

令和2年9月18日 岡山県公報 第12229号

〔四二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年九月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇七一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一五三Iris 総社中央二〇五

石井 利樹

石井美加子

三 許可番号

岡山県指令建指第一三六号

◎岡山県人事委員会公示第十一号

令和二年度岡山県職員A採用試験を次のとおり実施する。

令和二年九月十八日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主 な 勤 務 先 及 び 職 務 内 容
土 木	十名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
農業土木	二名	知事部局（本庁、県民局等）において、農地農村整備事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。
電 気	一名	知事部局（本庁、出先事務所等）又は企業局（本局、発電総合管理事務所、工業用水道事務所等）において、電気設備、通信設備等に関する企画、設計及び施工管理並びに電気設備、通信設備等の運転、保守管理等の専門的業務に従事する。なお、勤務場所によっては、深夜勤務、交替制勤務等の変則的な勤務を伴う場合がある。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成二年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十一年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの
- ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和三年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするものの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

試験区分にかかわらず、大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 専門試験

試験区分ごとに、それぞれ次の出題分野から択一式による筆記試験を行う。

試験区分	出題分野
土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等
農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学等

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

なお、第一次個別面接において、一定の基準に達しない場合は、第二次個別面接を受験することができない。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和二年十一月八日（日曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和二年十一月二十五日（水曜日）及び同年十二月五日（土曜日）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和二年十一月十八日（水曜日）	合格者の受験番号

第二次試験

令和二年十二月十五日（火曜日）

合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登録順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和三年四月一日とする。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登録の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和二年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和二年九月十八日（金曜日）から同年十月十六日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に登録された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。